| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容　※小文字記載は指摘事項の概要 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| ２．未収金（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果 |
| （4） 個々の未収金の検討の結果 |
| ④　府営住宅使用料及び損害金（入居者）について【住宅まちづくり部】 | （ロ）このように、当該債権は原契約者である契約名義人が既に死亡あるいは連絡が途絶えている状況、また、相続人についても居所不明あるいはそのほとんどにおいて直近１年間の入金がないこと等からも客観的に支払意思がないと認められる状況にあることから、今後の回収は極めて困難であると考えられる。そこで、当該債権のうち、少なくとも本監査で検討の対象とした35件109,788千円は、回収可能性はないものとして、破産更生債権に分類すべきである（結果番号４）。 | 　35件のうち、６件については、回収や債権整理に向けて相続人調査や単身死亡未返還住宅の確認等を行い、債権整理を行った。また、回収可能性がないと判断した28件については、破産更生債権に分類した。　残り１件については、令和２年度にその一部につき時効援用による債権整理を行い、残部については裁判の判決に基づき、相続人に対し、新たに債務名義を取得したことから貸倒懸念債権に分類した。今後もこれまで以上に適切に債権管理を行うとともに、回収に向けた取組みを継続する。 | 措置 |